

令和2年度ICT機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業の概要

東京都では新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT機器活用による生産性向上の取組を促進するため、都内に所在する訪問系の障害福祉サービス等を提供する事業所を対象に「令和2年度ICT機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業」を以下のとおり実施した。

(1) 対象事業所

訪問系の障害福祉サービス事業所

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

※ 1法人につき1事業所まで

(2) 補助対象経費・補助基準額・補助率

補助対象経費	補助基準額	補助率
ア ソフトウェアやクラウドサービスの購入費、利用料、リース料、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費、セキュリティ対策費 イ タブレット端末・スマートフォン等のハードウェアの購入費、利用料、リース料、保守・サポート費、導入設定費、セキュリティ対策費 ウ Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要なネットワーク機器の購入費、設置費	1 事業所当たり 1,000,000 円	3 分の 2
ア 福祉・介護業務支援システムの選定に関するコンサルティング経費 イ 福祉・介護業務支援システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	1 事業所当たり 260,000 円	2 分の 1

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象